

従業員1名あたり

年間最大

10万円

企業の皆様へ

貴社の

人材確保を

応援します！

志摩市

未来人材

奨学金応援補助金

志摩市内の事業者が従業員の奨学金を代理返還することにより、未来の本市産業を担う人材の確保・定着と市内定住等を促進するため、事業者が代理返還した額の2分の1（従業員1人につき、上限10万円／年）を事業者に補助します。

補助制度の詳細は裏面および市HPをご覧ください

## 制度導入の主なメリット

### 【事業者のメリット】

- ✓ 就職先としての魅力が向上し、人材の確保や定着につながる
- ✓ 代理返還（直接送金）分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る



### 【従業員のメリット】

- ✓ 奨学金返済支援が受けられるほか、支援を受けた額の所得税は非課税となり得る

### 対象事業者（主な要件）

- ✓ 市が認定した事業者で、市内に事務所、店舗又は工場等を有している
- ✓ 対象従業員を正規雇用している
- ✓ 市税を滞納していない
- ✓ 奨学金返還支援を行う制度を設けている（※）（※）認定事業者の時点では不要

### 対象従業員（主な要件）

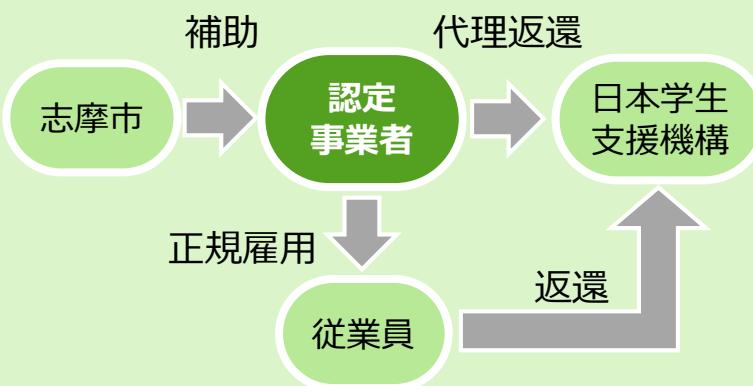
- ✓ 正規雇用された従業員
- ✓ 市内に住民登録がある
- ✓ 申請の年度末で40歳未満 等

### 補助金の割合・額

- ✓ 事業者が代理返還した額の1/2
- ✓ 従業員1人につき年間最大10万円、累計100万円

### 補助金の活用イメージ

#### ▶補助スキーム



#### ▶活用例

従業員の年間返済額を40万円と仮定、企業が2分の1支援を行う場合

【従業員】年間20万円

【企 業】年間10万円

【市補助】年間10万円

#### 企業の従業員支援

企業  
負担

市  
補助

従業員  
負担

#### ▶補助金手続きの流れ

申請年度の4月 > ~ 2月 > 3月 > 4月

対象事業者認定申請 ⇒ 市での事業者認定

→ 補助申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 代理返還 ⇒ 実績報告 ⇒ 補助金の支払

SHIMA CITY



【制度に関するお問い合わせ】

志摩市 観光経済部 経済課

TEL : 0599-44-0010

E-mail : keizai@city.shima.lg.jp

▶ 詳細はコチラ



<志摩市HP> <日本学生支援機構HP>

